

厚真町有牧野（宇隆牧場・幌里牧場）にかかる指定管理者募集要項

1. 指定管理者の募集

厚真町では、厚真町有牧野 幌里牧場（以下「幌里牧場」という。）と厚真町有牧野 宇隆牧場（以下「宇隆牧場」という。）の2施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、厚真町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集する。

※応募する施設毎に申請書を提出するものとする。

2. 公の施設の概要（募集する施設 2施設）

（1）名 称：幌里牧場

所在地：勇払郡厚真町字幌里359番地ほか

牧野面積：228,411㎡

施設概要：隔障物、給水施設等

（2）名 称：宇隆牧場

所在地：厚真町字宇隆158番地3ほか

牧野面積：799,224㎡

施設概要：隔障物、揚水・給水施設、管理棟等

3. 申請の資格

幌里牧場、宇隆牧場の指定管理者の指定に係る申請資格は、次のとおりとします。

（1）団体であること。（法人格の有無は問いません。）

（2）団体又はその代表者が次の事項にいずれも該当しないものであること。

ア）法律行為を行う能力を有しない者

イ）破産者で復権を得ない者

ウ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ）指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する者

カ）国税及び地方税を滞納している者（町税、法人税、若しくは所得税、又は法人事業税）

- キ) 厚真町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (3) 町内に事業所を有していること。
- (4) その他（畜産に関して、知識と技術を要していること。）

4. 申請受付期間

- (1) 受付期間 令和2年11月17日（火）から令和2年12月16日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに限ります。
- (2) 提出方法 申請書類及びその内容を記録した磁気媒体（CD-R）を持参の上、提出してください。（USBメモリでの提出は認めない。）
- (3) 提出先：厚真町役場産業経済課農業グループ
0145-27-2419（課直通）
- (4) 質疑：申請に関して質疑がある場合には、産業経済課農業グループに文書により通知してください。

5. 申請書類及び提出部数

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号） (正本1部、副本12部)
- (2) 申請資格に関する申立書（様式第2号） (正本1部、副本12部)
- (3) 指定期間内の年度毎の事業計画書（参考様式別紙） (正本1部、副本12部)
- (4) 指定期間内の年度毎の収支計画書（参考様式別紙） (正本1部、副本12部)
- (5) 法人又は団体の概要及び業務の実績（参考様式別紙） (正本1部、副本12部)
- (6) 職員配置計画書（参考様式別紙） (正本1部、副本12部)
- (7) 再委託業務計画書（参考様式別紙） (正本1部、副本12部)
- (8) 申請資格を有することを証する書類 (正本1部、副本12部)
 - ア) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
 - イ) 定款又は寄附行為（非法人の団体にあつては、その団体の規約及び目的、組織及び運営の方法等これらに相当する書類）
 - ウ) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - エ) 国税及び地方税の納税証明書（非法人の団体にあつては、代表者個人のもの。募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない場合は、その旨の理由を様式第2号の申立書に記入してください。）
- (9) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（作成している団

体のみ。)

- イ) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）
- ウ) 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- エ) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- オ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- カ) 過去３年間分の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類

6. 申請に関するその他の事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することとはできません。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 厚真町が指定管理者の選定に関して必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。
- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、厚真町が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (6) 申請書類は、厚真町情報公開条例（平成１３年条例第１３号）に基づく公開請求により公開されることがあります。
- (7) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (9) 厚真町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、厚真町の承諾を得ることなく、第三者に使用させ、又は内容を掲示することを禁じます。

7. 利用料金に関する事項

地方自治法第２４４条の２第８項の規定に基づき、牧野の料金に係る料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

利用料金の額は、家畜１頭につき、日額１５０円の範囲内で個体別にその生後月数等を考慮して、指定管理者が定めるものとする。この場合において指定管理者は、あらかじめ利用料金について町長の承認を得なければならない。（厚真町有牧野の設置及び管理等に関する条例）

8. 指定期間

指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間。

９．指定管理者の業務の範囲

- (１) 家畜の放牧に関する事業の実施
- (２) 牧野の運営及び維持管理に関する業務
- (３) 牧野の安全対策に関する業務（町長の権限に関わるものを除く。）
- (４) その他牧野の管理に関する業務で町長が必要と認める業務

１０．指定管理者の審査について

(１) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、「厚真町指定管理者候補者選定委員会」による審査を受け、指定管理者の候補者を決定します（なお、委員会は非公開とします）。

１１．協定の締結

(１) 仮協定の締結

指定管理者の候補者が決定した後、速やかに町と指定管理者間において仮協定を締結します。なお、仮協定は後述の基本協定の内容とします。

(２) 基本協定の締結

仮協定には、指定管理者の指定の議案が議会において可決された時に有効となる旨を明記します。したがって、議会の議決により基本協定が有効となります。

(３) 年次協定の締結

さらに、年次協定金額見積書に基づき、町と指定管理者が協議した結果、４月１日付で年次協定を締結します。

１２．全体スケジュール

① 募集要綱の提示	令和２年１１月１７日
⑤ 申請書類の受付期限	令和２年１２月１６日まで
⑥ 指定管理者選定委員会	令和２年１２月下旬
⑨ 審査結果の通知（可否の通知）	指定管理者選定委員会終了後
⑩ 指定管理者と仮（基本）協定の締結	令和３年１月上旬
⑪ 指定議案の議決	令和３年１月臨時議会
⑫ 指定の通知	令和３年１月臨時議会の議決後
⑬ 基本協定の成立	令和３年１月臨時議会の議決後
⑭ 予算の議決	令和３年３月議会
⑮ 年次協定の締結	令和３年４月１日
⑯ 指定管理者による管理業務開始	令和３年４月１日

以上